

事 務 連 絡
平成 25 年 4 月 5 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置に対する
平成 25 年度の財政支援に係る Q & A について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年度における東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 25 年 2 月 13 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）によりお示ししているところですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域以外の被災した被保険者に対する保険料の減免措置の財政支援については、別添 Q & A のとおりです。

つきましては、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）への周知に特段の御配意をお願いいたします。

問 東日本大震災による避難指示等対象地域以外の被災地域において、平成25年4月1日以降も引き続き保険料の減免を行った場合、国からの財政支援の対象となるための基準は何か。

(答)

国からの財政支援の対象となる保険料の減免措置は、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号）第7条第1号の例により、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが要件となる。

ただし、その他の要件については、「平成24年度における介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第7条第3号の規定に基づく特別調整交付金（介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合）の交付基準について」（平成24年12月7日付け老発1207第2号厚生労働省老健局長通知）において示した減免基準と同様の基準とする予定であり、追って通知する予定である。